

えにわマルシェ開催要領

1. マルシェ開催目的

「市民のためのつながるマルシェ」を目的として、人と人とのつながりを大事に、市民や各団体が垣根を越えて協力し、市民が楽しく、幸せになる恵庭らしいマルシェを開催することで、まちが活性化することを目指しています。

2. 登録条件

えにわマルシェの開催目的・趣向に賛同し、実行委員会が定める「えにわマルシェ開催要領」及び「えにわマルシェ出店要領」に同意いただけること。

3. 登録資格

以下のいずれかの資格に当てはまるもの。登録者については以下の条件を満たしていると実行委員会で判断された後、本登録となります。

- (1) 恵庭市内で自ら生産、加工している個人・団体・法人。
- (2) 恵庭市内の高等学校や大学・専門学校、またはその在學生で組織する団体。
- (3) 他団体等のイベントより出店依頼があった際、登録者を斡旋するために連絡先等の個人情報を提供可能なもの。
- (4) その他実行委員会が必要と認めるもの。

4. 出店基本ルール

各出店者は以下に定める基本ルールに従っていただきます。

- (1) 登録者説明会
登録希望者を対象に、えにわマルシェについて理解していただくために年に1度、説明会を行います。そこで趣旨をご理解いただいた方に登録申請を行っていただきます。
- (2) 出店説明
各回マルシェ開催の約1ヶ月前に説明会または文書にて開催案内を致します。内容をご確認の上、出店を希望される方はその都度お渡しする出店内容確認書を事務局までご提出願います。
- (3) 売上報告義務
出店者には開催1日ごとに事務局で配布する売上報告書の記入および提出をお願いしております。

(4) 産品等

- ① 生鮮品は恵庭市内を拠点に生産・収穫された食材で生産者が特定でき、鮮度が保持されていること。
- ② 食料品の販売は安全安心に提供できるもの。
- ③ 家庭菜園の収穫物販売はできません。農家に限り「販売可」とします。

(5) 販売商品

販売商品は既製品以外の自前（自社）製品及び商品とします。地元ならではの商品や手作り品などオリジナルな商品が対象です。販売品目については各開催の2週間前までに事務局へ報告してください。

(6) 販売方法

原則として生産者または製造者が自ら対面販売すること。ただし、実行委員会がマルシェ運営上必要と認める場合に限り委託販売も行うことができるものとします。

(7) 価格

価格表示は税込相当価格とし、商品の価値に応じ適切な価格を出店者自身が設定します。

(8) 装飾・販売レイアウト

- ① 会場装飾及び設営は事務局及び出店者で実施します。
- ② テントには実行委員会で用意する「マルシェフラッグ」を装飾します。
- ③ 各個店のぼり・はっぴ・音楽・音響等は原則禁止します。
- ④ 商品表示は特徴・製造方法等可能な限り表示し、法令等に基づく各種所定の表示を厳守すること。
- ⑤ 商品を「地べた」に置いての販売は禁止します。

(9) 水

各テント内に水道の引き込みはできません。開催場所によっては簡易水道を設置しますが、基本的には各出店者にて貯水タンクを設置する等対応願います。

(10) 火気使用

室内開催の場合は火気の使用は出来ません。芝の上で火気を使用する場合は必ずコンパネ等を下に引き芝を保護するようにして下さい。芝が傷み自然に原状復帰が見込まれない場合、原状復帰費用を請求する場合がございます。また、消火器を1店舗につき1器必ずご用意願います。

(11) ゴミ処理

基本的に会場にて発生したゴミは各自持ち帰りとなります。ゴミの発生する店舗は各店舗前にゴミ箱を設置し衛生管理を徹底してください。どうしても持ち帰りできない場合、事務局にご相談ください。

(12) 届出

飲食物販売の際は保健所へ臨時営業許可申請が必要です。申請手数料は各自負担願います。各出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じ必ず取得して下さい。

開催前日までに事務局に許可書写1枚を提出し、原本は開催当日必ず店舗に掲示して下さい。

(13) 販売商品に対する責任等

出店者の販売した商品に対する一切の責任は出店者に帰属します。販売商品等に関する苦情等対応は各出店者でお願いします。販売商品以外、マルシェ全般に関する問合せ等は実行委員会で対応いたします。

5. 出店登録料

(1) 趣旨

マルシェ事業の運営経費などに充てるものです。

(2) 登録料

年間登録料は無料とします。

(3) 出店料

出店料は開催場所等により条件が異なるのでその都度「出店要領」で決定します。

※期限までに支払いがない場合は出店を取り消す場合がございます。

※飲食物の販売であっても、その場で調理を必要としない商品を販売する場合は『飲食物販』の種別対象とします。

※出店基本料のほか、売上に連動して追加する出店料はありません。

(4) キャンセル料

出店確定後については原則、お申しいただいた内容を全てお支払いいただきます。

※その他経費がある場合は経費全額いただきます。

※実行委員会が特に認める場合は免除できるものとします。

6. その他経費

(1) 電気料金

会場によっては電源が用意できない場合もございます。又、電気使用量に制限がありますので使用量が多い場合には使用量を制限させていただく場合がございます。

(2) バンダナ

出店者はえんじ色のバンダナ（無地及び柄入りでも可）を身につけてください。ご自身でご用意できない場合、実行委員会でも販売しております。

	販売価格
バンダナ	150円/1枚

(3) 布貸出

販売台には布を敷いて下さい。飲食店以外は箱の中に商品を陳列する場合も中に布を敷いて下さい。

1回あたり貸出料
100円/1枚

(4) テーブル・イス貸出

※貸出備品（テント・布・テーブル・イス等）の破損、汚れ等は実費払いになりますのでご了承願います。特に火気や油の使用に関し、十分に気をつけて下さい。

(5) その他経費

その他経費については自己負担が原則です。

7. 悪天候による中止

開催前日より悪天候が予測される場合、実行委員会で開催可否を判断しご連絡いたします。前日で判断がつかない場合、当日に開催可否を判断し中止の場合のみご連絡いたします。開催当日、悪天候により開催中止の場合は出店料の返却はいたしません。

天候により開催を中止した場合の損失補填は行いませんので、ご了承ください。

8. 出店調整

登録・出店については実行委員会による審査があります。申込多数の場合は出店希望者の販売品目や会場設備・スペース等の状況に応じて実行委員会にて出店調整させていただきます。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。尚、応募者多数の場合には恵庭市内の個人・団体・法人が優先されますのでご了承下さい。

9. 警備及び出店物の保護

出店商品及び現金の管理は、各出店者の責任のもと行って下さい。

10. 法令順守

食品衛生法、JAS法など関連法規を遵守した上、出店して下さい。実行委員会が法令に違反していると判断した場合は出店・出品の変更や改善を要請する場合があります。要請に従って頂けない場合、登録及び出店を取り消すことがあります。

11. えにわマルシェホームページ

えにわマルシェの活動内容、提供サービスについて広く認知、理解をしてもらうため、えにわマルシェホームページを2019年4月から開設します。

イベント情報や、登録会員の個別ページを作成し、事務局からはもちろん、会員自らが情報発信を行うことができます。